

富士見町地球温暖化対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条の規定に基づき富士見町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」という。）を策定し、推進するため、富士見町地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討し、町長に提言するものとする。

- (1) 区域施策編の策定及び見直しに関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、事業者、町民及び行政機関の代表者並びに学識経験者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は副町長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初に行われる委員会の会議は、町長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。